(iii)　中小建設事業主等が自ら行うもの又は労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第七十七条第三項に規定する登録教習機関、建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の四第二項第二号に規定する登録基幹技能者講習実施機関若しくはハに該当する中小建設事業主の団体若しくはその連合団体（以下「中小建設事業主団体等」という。）であって(i)及び(ii)に該当する技能実習を行うもの（以下「登録教習機関等」という。）に委託して行うものであること。

(2)　次のいずれにも該当するものであること。

(i)　技能実習の内容が建設業法第二十七条第一項に規定する技術検定に関連するものであること。

(ii)　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する教育訓練であって、同法第十条の四第二項に規定する指定教育訓練実施者に委託して行うものであること。

第七条の二第一号ニ中「技能実習等」を「技能実習」に改め、同号ト中「中小建設事業主団体又はその連合団体（以下「中小建設事業主団体等」という。）」を「中小建設事業主団体等」に改め、同号ヌ中「（昭和四十九年法律第百十六号）」を削り、同条第二号イ中「該当する者」を「該当する中小建設事業主等」に改め、同号ロ中「該当する者」を「該当する中小建設事業主」に、「四千円」を「五千円」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ　前号ハに該当する中小建設事業主等　次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1)　前号ハ(1)に該当する技能実習を行った場合　当該技能実習に要した経費の額の十分の九に相当する額（当該中小建設事業主等が登録教習機関等に委託して行うときは、当該技能実習に係る受講料のうち当該中小建設事業主等が負担した額の十分の八に相当する額）（一の技能実習について、一人当たり二十万円を限度とする。）

(2)　前号ハ(2)に該当する技能実習を行った場合　当該技能実習に係る受講料のうち当該中小建設事業主等が負担した額の十分の八に相当する額（一の技能実習について、一人当たり二十万円を限度とする。）

第七条の二第二号ニ中「該当する者」を「該当する中小建設事業主」に、「七千円」を「八千円」に改め、同号ヘ(2)中「七千円」を「八千円」に改め、同号チ及びリ中「該当する者」を「該当する職業訓練推進団体」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

2　岩手県、宮城県又は福島県の区域内に所在する事業所の中小建設事業主等に対する建設労働者確保育成助成金の支給に係る第七条の二第二号ハの適用については、当分の間、同号ハ中「経費の額の十分の九」とあるのは「経費の額」と、「負担した額の十分の八」とあるのは「負担した額」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）に第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧雇保則」という。）第百四条第一項第一号イ(1)の環境整備計画を提出した事業主又は同号ロ(1)の雇入れを行った事業主に対する高年齢者雇用安定助成金の支給については、なお従前の例による。

2　施行日前に旧雇保則第百十八条第二項第一号ロ(2)の計画を提出した事業主に対する中小企業労働環境向上助成金の支給については、なお従前の例による。

3　施行日前に旧雇保則第百十八条の三第四項第七号の規定により精神障害者等雇用安定奨励金の支給を受けることとなった事業主に対する精神障害者等雇用安定奨励金の支給については、なお従前の例による。

4　施行日前に旧雇保則第百三十九条第二項第一号イ(2)又はロ(2)の育児休業又は介護休業を開始し、平成二十六年九月三十日までの間に同号イ(3)又はロ(3)の育児休業又は介護休業を終了した被保険者がいる中小企業事業主又は中小企業事業主団体に対する同条第一項に規定する中小企業両立支援助成金の支給については、当該被保険者に係る支給に限り、なお従前の例による。

5　施行日前に旧雇保則附則第十七条の九に該当することとなった事業主に対するキャリア形成促進助成金の支給については、なお従前の例による。

6　第二条の規定による改正後の建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第七条の二第一号ハ及びニ並びに第二号ハ及びニの規定は、施行日以後に同条第一号ハに規定する技能実習を開始する者について適用するものとし、施行日前に第二条の規定による改正前の建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第七条の二第一号ハに規定する技能実習を開始した者に対する建設労働者確保育成助成金（当該技能実習の実施についての助成に係るものに限る。）の支給については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第三十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第七条の規定に基づき、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　　厚生労働大臣　田村　憲久

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「十五万七千二百円」を「十五万六千七百円」に、「七万八千四百円」に改め、同条第二号イ中「十五万六千四百円」を「十五万五千九百円」に改め、同号ロ中「七万八千二百円」を「七万八千円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十六年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第三十八号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十八条第三項、第十九条第四項、第二十一条第三項、第二十三条第二項及び第二十四条第二項並びに厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百四十条第三項、第百四十九条第二項及び第百五十三条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　　厚生労働大臣　田村　憲久